

なんて…

秘密保護法 関係ないよ

うっかり知ったり 漏らしたら**撤罰**に!! それが秘密保護法です

① なにが秘密…? それはヒミツ…?
「特定秘密」として①防衛、②外交、③「特定有害行為」の防止、④「テロリズム」の防止を掲げています。が、「秘密の範囲」はあいまい。「安全保障に関わる」と言えば、何でも秘密にされています。

② 行政の「長」が勝手に秘密指定
「秘密」指定をする人たちは、首相や外相、防衛省、警察庁長官などの行政の「長」。彼らの勝手な判断で秘密の範囲は限りなく広げられ、歯止めはありません。しかも公表期限の定めがなく、永久に秘密扱いに。

③ 公務員も国民も国会議員も
秘密に触れたら重罰に
公務員はもちろん民間業者が情報を漏らした場合、最高懲役10年以下で処罰されます。省庁間のやり取りで「特定秘密」を知った人も5年以下の懲役に。国会議員の国政調査権にも制限が加えられます。

④ 「知る権利」「報道の自由」は
絵に描いた餅
たとえ条文に憲法が保障する「知る権利」「報道の自由」が盛り込まれても、それは「配慮」されるだけで、「保障」されるわけではありません。正当な取材さえ処罰されかねないあいまいさを残しています。

撤廃に向けてカクサンしよう!!

知らせたら… 知つたら… 聞いたら… うっから

